

ワンストップ特例制度の適用を申請する方への留意事項

寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ特例制度）とは、確定申告や住民税申告をする必要のない方が、寄附金の税額控除が受けられる特例制度です。

■申請について

- ご記入いただいた申請書と本人確認書類を、寄附を行った翌年1月10日（必着）までに郵送で提出をお願いします。

※住所には寄附を行った年の翌年1月1日の住所地をご記入ください。

- 郵送費用など申請書の提出にかかる費用については、寄附者様の負担となります。

<本人確認書類>

個人番号および本人を確認できる書類の写しの添付が必須です。下記3パターンのうち、いずれかの方法で書類をご用意ください。

- マイナンバーカードあり……マイナンバーカードの表裏面の写し
- 通知カードあり……通知カードの写し + 運転免許証もしくはパスポート等の写し
- 上記どちらもなし……住民票写し（個人番号が確認できるもの） + 年金手帳、納税証明書、源泉徴収票等の写しいずれか2点

※ 写真付きの証明書類がない場合、2つ以上の書類で本人確認をします。

※ マイナンバーカードや運転免許証等は、写真、個人番号、住所、氏名、生年月日が確認できるようにコピーしてください。

※ 健康保険証は本人確認書類としてご利用いただけないためご注意ください。

■申請書を提出後に住所などの変更があった場合

- 申請書の提出後に、寄附をした年の翌年の1月1日までの間に住所などの申請の内容（電話番号は除く）に変更があった場合は、変更届出書と住所変更後の運転免許証やマイナンバーカード等の写しを、寄附を行った翌年1月10日（月）（消印有効）までに提出をお願いします。

※変更届出書は川西町のホームページからダウンロードできます。

■税の控除について

- ふるさと納税ワンストップ特例は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税が減額されます。

■5自治体を超える寄附を行った場合

- 通常の確定申告を行って下さい。

※ワンストップ特例申請をした後に確定申告を行った場合、確定申告が優先されます。その際、必ず寄附金の控除申告も行って下さい。